

重量物取扱い業務等に係る母性保護規定の見直しの方向性(案)

1. 重量物取扱い業務等の現状

- 幅広い業種において、女性労働者は、重量物取扱い、長時間の立ち作業、介助作業等に従事している。本会合のため行ったヒアリングにおいては、一部の女性労働者は、これらの業務により身体への負担を受けているが、女性労働基準規則の重量物の取扱いの規制は概ね遵守されており、**妊娠中の女性労働者及び胎児への健康影響が顕在化している状況にはない。**

2. 母性への影響について

- 重量物取扱い業務により、腰痛、子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産、尿漏れ等の有害な健康影響が生じるおそれがある。このうち子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等については、**女性労働者本人の健康のみならず胎児の生命・健康への深刻な影響**である。
- 妊娠・出産機能に深刻な影響を与える子宮脱、子宮下垂は、産じょく期からの回復状況、加齢、骨盤底の状況等の要因の他、重量物の取扱い等による腹圧の上昇が影響して発生する。
- 妊娠中の女性労働者については、骨盤底に通常時より大きな重量が常に負荷されており、重量物取扱いや長時間の立ち作業等について、母性保護のため、**妊娠経過の状況等によっては、通常時以上に負担を軽減する必要がある。**

3. 今後の母性保護のあり方について

① 母性保護規定について

- **今日においても重量物取扱い業務に係る女性労働者の就業制限を廃止すべき知見は見当たらず、引き続き重量物取扱いによる過度の負担から保護することが必要**である。
- 一方、女性労働者の就業を制限する規制は、母性を保護する目的であっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭めてしまうおそれがあり、規制の見直しに当たっては、この点について十分配慮する必要がある。

② 母性保護のため望ましい作業負担の低減について

- 現行の規制では、妊娠中の女性も一般の女性労働者も一律に、断続作業30kg、継続作業20kgの上限値が設定されているが、妊娠中の女性労働者については、妊娠経過の状況等によっては、負担がより軽減されることが望ましい場合がある。
- 妊娠中の女性労働者については、**重量物取扱い作業、長時間の立ち作業、介護作業等、人によっては身体への負担が大きくなり得る作業による負担を低減することが望ましい。**
- 妊娠中の女性労働者が行う重量物の取扱い、介護作業、長時間の立ち作業等の、人によっては身体への負担が大きくなり得る作業については、母性保護の観点から、作業環境の改善、作業動作や作業姿勢の改善等によりその負担を軽減するため、**母性健康管理指導事項連絡カードの活用を一層促進するとともに、配慮すべき事項等をまとめた広報資料(パンフレット等)を作成し、広く事業主、労働者、産科の主治医、産業医等の関係者に周知し、配慮させる必要がある。**
- 上記の周知等を行う際には、女性労働者の就業の機会が不当に狭められることが無いよう、十分配慮する必要がある。